

NOTE

農家所得均衡の一側面

並木正吉

一問題

「農業従事者が所得を増大し他産業従事者と均衡する生活を営む」ことを期することが出来ることを目指として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることを「国の農業に関する政策の目標」と規定した農業基本法以来、一二カ年経過した。『農業経済調査』の結果については、一九六一年から七一年までの一〇カ年を利用して出来る。そこで、基本法の目標とした「均衡する生活」が、どのような実績を示したかを概観しようとするのがこのノートの目的である。

もっとも、以上の意味の実績は、『農業の動向に關する年次

報告』においても一応示されている。また、「兼業農家問題の新局面」として、拙稿でも、一通りの評価を与えておいた。あらためて、ここで問題とするのは、主として、第1図、第2図に注目したいからである。第1図は、府県別クロスセクションで、一人当たり県民個人所得⁽¹⁾の高い県ほど、農家世帯員一人当たり総所得⁽²⁾も高いこと、第2図は、一人当たり県民個人所得の高い県ほど農家世帯員一人当たり家計費も高いことを示している。その限りにおいて、何も目新しい事実はない。だが、第1図、第2図を対比すると、顕著な差がみられる。農家の一人当たり総所得は、一人当たり県民個人所得の高い府県については伸びなんているのに、同じ府県で、農家の一人当たり家計費はそうなっていないのである。したがつて、これらの府県については、「農家経済余剰」がマイナスになる要因をもつてゐることになるが、事実、東京都、大阪府はそうなつてゐる。

この「農家経済余剰」の赤字は、普通の状態では、長づきすることが出来ない性質のものである。しかし、実態は、構造的に、固定しつつあるようみえる。この奇妙な現象は、農家の土地売却代金、いかえれば売り喰いを考慮するとき、よく説明しうるのではないか。この一点に注目したいのである。

注(1) 農家の所得均衡活動の対象としては、勤労者世帯について一人当たり「寒収入」を採用すればよいのだが、

第1表 農家所得の推移（1960～1971年、全国）

(単位：千円)

	農家 総所得	農家所得	農業所得	農外所得	被贈扶助 等の収入	可処分 所得	家計費	
1960	449.0	409.5	225.2	184.3	39.5	419.0	368.4	
61	500.9	459.5	236.7	222.8	41.4	465.9	415.6	
62	571.3	525.4	269.8	255.6	45.9	531.9	459.8	
63	641.8	584.9	288.8	296.1	56.9	596.9	515.8	
64	732.1	666.6	318.8	347.8	65.5	681.2	583.2	
65	835.1	760.8	365.2	395.6	74.3	775.1	654.5	
66	948.1	861.4	413.3	448.1	86.7	876.2	726.4	
67	1,135.1	1,029.7	510.1	519.6	105.4	1,051.5	853.0	
68	1,252.8	1,135.2	527.0	608.2	117.6	1,152.4	968.4	
69	1,403.4	1,261.1	529.3	731.8	142.3	1,290.2	1,087.1	
70	1,596.4	1,406.5	508.0	898.5	189.9	1,453.3	1,229.7	
71	1,779.9	1,551.5	469.6	1,081.9	228.4	1,600.8	1,366.0	
年長	%	%	%	%	%	%	%	
{ 1960～'71	13.3	12.9	6.9	17.4	17.3	13.0	12.6	
{ 1962～'67	14.7	14.4	14.8	15.2	18.1	14.6	13.2	
成率	{ 1967～'71	11.9	10.8	— 2.5	20.1	21.3	11.1	12.5
寄与率	{ 1960～'71	100.0	85.7	18.3	67.4	14.1	—	—
	{ 1962～'67	100.0	89.5	42.6	46.8	10.5	—	—
	{ 1967～'71	100.0	81.0	— 6.2	87.2	19.0	—	—

資料：『農家経済調査報告』各年度。

注 1. 年成長率は複利計算。

2. 1戸当たりについて。

順序として、第1表で、農家所得の推移を概観しておこう。一九六〇年から七一年の一ヵ年を、統計資料の連続しない一九六二年と、基調が変わる六七年を考慮して、三つの時期に分け、変化率を主要項目について、年率で示してある。通算して、伸び率の高いの

二 一般的な動向

(2) 農家総所得は農業所得、農外所得の計（農家所得といふ）に、「出稼ぎ送金・被贈扶助等の収入」を加えたものである。非農家世帯との比較にはこのほうが正確で、農業白書においても採用されている。

(3) 「農家経済余剰」は正しくは、農家の可処分所得と家計費の差であるが、ここでは、近似的なものとして使用している。

「家計調査」では、適當な県別データがない。県庁所在地の労働者世帯については存するが、それと一人当たり農家総所得（あるいは可処分所得）とのクロスセクションでみた相関は $r^2 = 0.25$ でゼロに近い。そこで、県別個人所得を採用した。このほうは相関も高いし、それなりの意味づけも可能である。

第2表 主な地域別にみた農家所得の伸び率（年率、1戸当たり）

(単位：%)

	農家 総所得	農家所得	農業所得	農外所得	被贈扶助 等の収入	可処分 所得	家計費
北海道 {1962~'67 {1967~'71}	17.8	17.8	21.0	3.8	17.9	17.7	11.7
	4.6	0.1	- 6.3	27.3	37.5	2.9	9.6
東北 {1962~'67 {1967~'71}	14.5	14.0	13.7	14.4	17.7	14.4	12.7
	9.5	7.8	- 1.6	18.9	22.4	8.7	10.7
北陸 {1962~'67 {1967~'71}	14.8	14.5	12.2	16.8	19.2	22.0	13.6
	11.7	10.0	- 6.0	20.2	27.2	11.4	12.5
南関東 {1962~'67 {1967~'71}	12.4	11.9	10.0	13.6	19.7	12.2	11.7
	13.8	13.3	2.7	20.5	19.5	12.5	13.2
東海 {1962~'67 {1967~'71}	14.8	14.7	13.9	15.2	15.9	14.5	12.9
	13.7	13.3	- 0.5	20.1	18.3	12.9	14.1
近畿 {1962~'67 {1967~'71}	14.4	14.1	11.9	15.3	17.3	14.1	14.0
	13.9	13.2	- 2.1	19.1	19.5	12.8	13.5
四国 {1962~'67 {1967~'71}	14.8	14.8	12.5	17.1	18.9	14.8	14.5
	13.6	12.3	1.7	19.5	25.1	12.9	13.7
北九州 {1962~'67 {1967~'71}	14.8	14.1	13.1	15.3	21.5	14.9	13.1
	11.0	9.6	- 2.2	19.6	20.8	10.4	12.4
南九州 {1962~'67 {1967~'71}	20.9	13.9	13.8	14.3	15.8	14.1	11.9
	12.6	11.4	0.9	20.8	19.7	12.0	11.9

資料：農林省『農家経済調査報告』。

注：農外所得については、僅少ながら改正があり、それを統一したもの。

は、農外所得と「被贈扶助等の収入」の二つであり、伸び率の低いのは農業所得である。しかし、一九六二と六七年の五カ年にについては、農業所得もまた高い伸びを示している。その基調がかわるのは一九六七・七一年についてである。農業所得は僅ながらマイナスの伸びとなり、農外所得と「被贈扶助等の収入」の伸びが顕著となる。そして、もう一つ注目すべき動きとして、家計費の伸びが可処分所得の伸びを上まわることがある。この後者は、つづけば農家経済余剰の赤字要因となるものである。

なお、第1表は、農家総所得の増加分に対する農業、農外所得、「被贈扶助等の収入」の寄与率を示している。それによると、一九六二・六七年では、農業、農外が相半ばしているが、六七・七一年には、もっぱら農外所得だけでかせいでおり、「被贈扶助等の収入」が一九%をしめるようになったことが目立つ。

第2表は、主要な地域について、第1表と同じ内容を示している。南関東・東海・近畿のような都市化の進んだ地帯の農家総所得は、六二・六七年(前期と呼ぶ)と六七・七一年(後期と呼ぶ)で、平均した伸びを示すが、北海道・東北・北陸の米どころでは、後期の鈍

第3表 経営耕地規模別農家所得の伸び率と寄与率(府県、1戸当たり)

(1) 伸び率(年率、%)

	農家 総所得	農家所得	農業所得	農外所得	被贈扶助 等の収入	可処分 所得	家計費
平均	{1962~'67 1967~'71	14.6 12.2	14.3 11.2	13.1 - 1.6	15.4 19.9	18.2 20.7	14.5 11.4
~0.3	{1962~'67 ha {1967~'71	13.8 16.5	14.9 16.1	7.6 - 1.5	15.9 17.6	15.1 19.3	14.6 15.9
0.3~	{1962~'67 0.5 {1967~'71	15.2 14.2	14.8 14.0	10.4 - 3.7	16.1 17.5	18.6 15.5	14.9 13.5
0.5~	{1962~'67 1.0 {1967~'71	14.7 13.3	14.5 12.2	10.6 - 1.1	17.9 19.5	17.4 22.2	14.6 12.6
1.0~	{1962~'67 1.5 {1967~'71	13.8 10.8	13.5 9.3	11.9 1.3	16.6 20.5	18.0 24.6	13.8 9.9
1.5~	{1962~'67 2.0 {1967~'71	13.2 7.8	13.1 6.1	12.4 0.1	15.1 20.3	15.3 26.0	13.2 7.1
2.0ha	{1962~'67 + {1967~'71	13.0 5.6	12.7 3.2	12.7 - 1.7	12.6 22.9	18.7 32.0	13.0 4.6

(2) 寄与率(%)

	農家 総所得	農業所得	農外所得	被贈扶助 等の収入
平均	{1962~'67 1967~'71	100.0 100.0	40.2 - 4.5	49.0 86.5
~0.3	{1962~'67 ha {1967~'71	100.0 100.0	5.2 - 0.5	84.0 87.7
0.3~	{1962~'67 0.5 {1967~'71	100.0 100.0	13.5 - 4.3	73.2 91.2
0.5~	{1962~'67 1.0 {1967~'71	100.0 100.0	30.2 - 2.6	59.5 84.2
1.0~	{1962~'67 1.5 {1967~'71	100.0 100.0	53.8 6.4	36.7 71.4
1.5~	{1962~'67 2.0 {1967~'71	100.0 100.0	67.7 0.3	24.7 70.1
2.0ha	{1962~'67 + {1967~'71	100.0 100.0	79.2 -21.5	13.7 73.3

化が目立っている。ただ、そのなかでも北陸は農外所得の大きさと伸びの高さによって、鈍化のていどは少ない。また、北海道・北陸において、「被贈扶助等の収入」が目立って伸びていること(その内容は主として出稼ぎ送金)、家計費の伸びが、後期においては、可処分所得のそれを上まわっていることに注目しておきたい(九州は例外)。

なお、寄与率についてみると、後期になつて、農業所得のそれは、とくに米どころで著しく、南北関東はプラスとなつていていること、農地帯とともに大きくなっているが、北海道・東北・九州においては、出稼ぎ送金などのそれが二〇三〇%に達することが目立つてい

第3表は、第1表を耕地面積別にしたものである。都府県について示しているが、目立つのは(1)一ヘクタール以上、とくに

一・五ヘクタール以上の農家について、総所得の後期の伸びが低いこと(二ヘクタール以上層は平均の $1/2$)、(2)出かせぎ送金などの伸びが高いこと、(3)家計費の伸びが可処分所得のそれを上まわるていどが著しいこと、(4)寄与率について出かせぎ送金などの役割が大きいこと(二ヘクタール以上農家では四八%に達する)などである。

いいかえると、一・五ヘクタール以上の農家は、農業所得の伸びなやみを、出かせぎ送金などによってカバーしようとしているが、そのていどに限度があり、可処分所得の伸びは低い。しかし、家計費の伸びは世間なみとなっているので、「農家経済余剰」は、減少し、赤字のおそれを持ったといふことがある。

このことが、もっとも鋭く表われるのは、東北・米どころの上層農家であつて、東北地域の二ヘクタール以上の農家の「農家経済余剰」は、一九六七年の三六万円から七〇年の三五万円へ、一・五・二・〇ヘクタール層では、二三万円から一〇万円への減少である。とくに二ヘクタール以上層では、この間の家計費の伸びが、年率九・六%で全国平均の一・二・八%よりも二・五%も低いにもかかわらず、なおかつ経済余剰はふえていない。

そこに深刻な不安をよみとることが出来る。

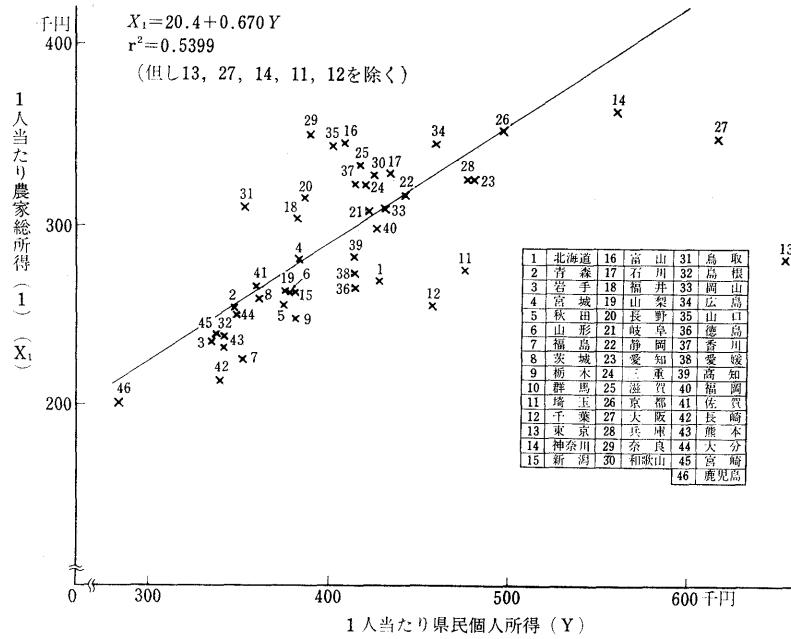
以上は、農家所得の推移に関するものであった。所得均衡については、相手側の所得の推移と対比しなければならない。しかし、これについては、農業白書が、毎年詳しい報告をのせている。したがつて、ここでは、趣をかえて、府県別クロスセクションデータを用いて吟味することにする。

注(1) 「被贈扶助等の収入」の内容を主として出稼ぎ送金とするのは必ずしも正確でない。一九七〇年東北地域の平均でこの収入二四万円のうち出稼ぎ送金とみてよいものは $1/4$ にすぎない。「被贈収入」が三七%、恩給年金など一九%、「農林業施設補助金(米の生産調整をふくむ)」一八%が主な内容である。二ヘクタール以上農家についても、「出稼関係」一六%、「被贈収入」三五%、「農林業施設補助金」三三%などとなっている。しかし、本文で出稼ぎ送金の伸びに注目しているのは、増加分に対する寄与率が高いためである。

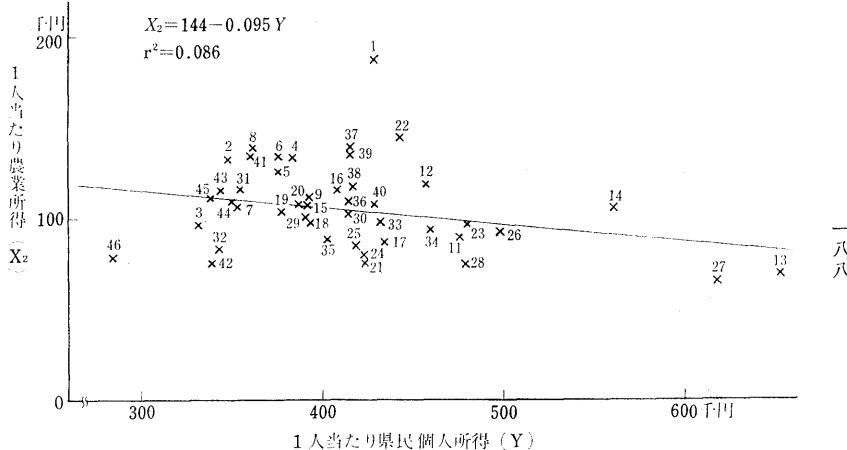
三 新たな事実

第一図A～Bは、横軸に、一人当たり県民個人所得、縦軸に一人当たり農家総所得(および農業所得)をとり、その関係を示したものである。年次として一九六九年をとったのは、一人当たり県民個人所得の最新のデータがこの年次となつてゐた

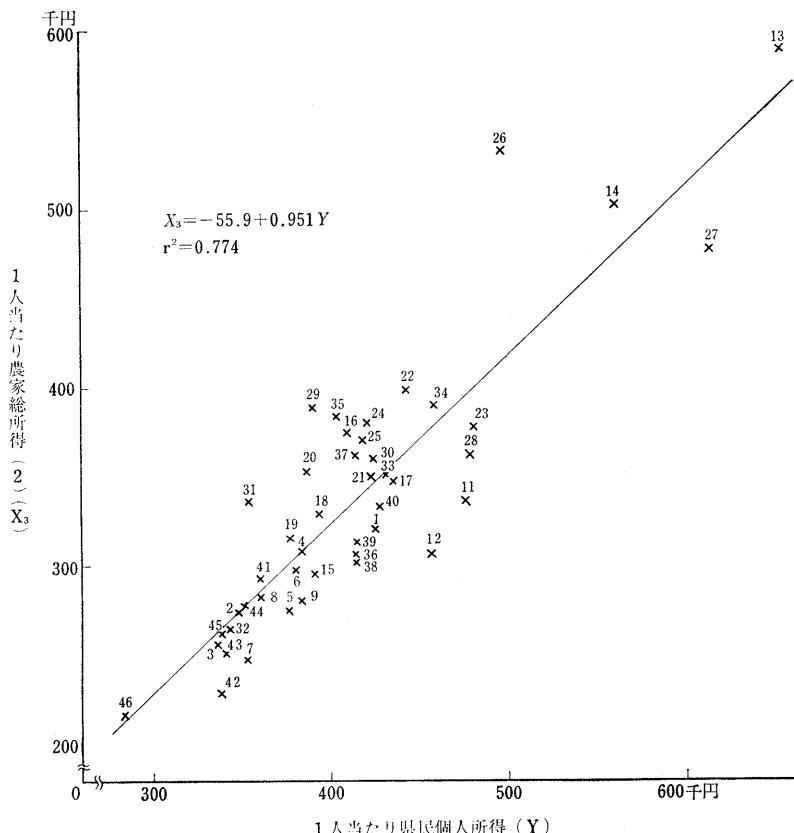
第1図 A 1人当たり農家総所得(1)と1人当たり県民個人所得(1969年)



第1図 B 1人当たり農業所得と1人当たり県民個人所得(1969年)



第1図 C 1人当たり農家総所得(2)と1人当たり県民個人所得(1969年)



めである。一人当たり農家総所得は、出かせぎ、被贈などの収入を多くむ農家総所得を農家世帯員（常住家族）一人当たりに直したものである。県民個人所得との対比には、そのほうがより正確であるからである。

まず、第1図Aをみよう。全体としてはほぼ四〇度の角度で右上がりとなつており、一人当たり県民個人所得の高い（低い）

ところは、農家一人当たり所得も高く（低く）なっている。これは、もっぱら、農外所得によつてそらなるのであつて、このことは、第1図Bをみれば一目瞭然である。農家一人当たり農業所得（世帯員当たりにしたのは、農業所得によって生活均衡がどのていど確保されているかをみたいためである）は、横に

フラットないし多少とも右下がりにさえなっている。

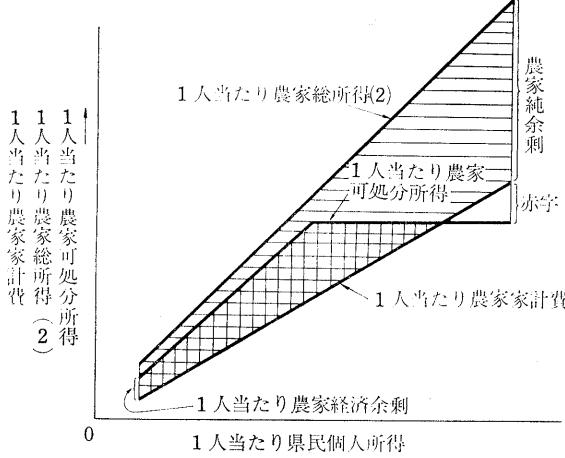
しかし、この第1図Aを、さらに注意してみると、東京・大阪・神奈川が、全体の傾向と著しくことなっていることがわかる。これらの都府県の一人当たり個人所得が高くなるにもかかわらず、農家一人当たり総所得のほうは伸びなやむのである。このような県として、このほか、埼玉・千葉・愛知・京都・兵庫を指摘することが出来る。

もっとも、農家一人当たり所得の伸びなやみという表現は必ずしも正確でない。この伸びなやみは、あくまで、県民個人所得の高さに対することであって、農家仲間では、むしろ高い伸びをしているところである。このことは、前述の第2表で、地帯別農家総所得の伸びが、概して都市化の進んだところほど、後期（一九六七～七一年）において高かったことからも推定出来るのである。したがって、この伸びなやみは、⁽¹⁾ 都市的府県の個人所得の早すぎる成長率に起因するともいえる。

だが、次のように考えることも出来る。個人所得の成長率の高いところでは、農家もまたその機会を利用できるはずであつて、「伸びなやみ」については、何か、農家側にもそれなりの理由があるのではないか？ と。

第2図は、この疑問に対する一つの手がかりを提供する。ヨコ軸は第1図と同じであるが、タテ軸には農家の家計費を採用

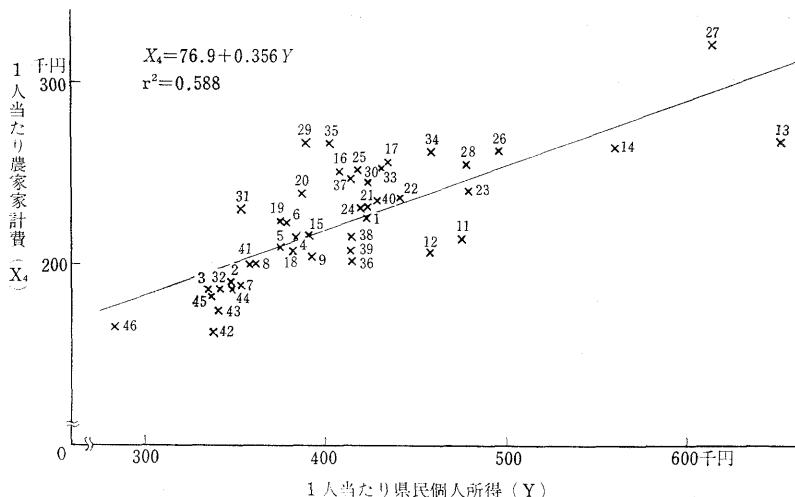
農家の「所得」均衡行動のモデル



してある。これによると、第1図のような伸びなやみはみられない。多少、角度はゆるやかになるが、一貫して右上がりとなつていて。そこで、第1図Aと第2図をかさねてみると、次の模型が得られる。モデルがそれである。

一人当たり県民所得が高い府県ほど農家一人当たり総所得

第2図 1人当たり県民個人所得と1人当たり農家家計費(1969年)



(可処分所得でも同じ)が高くなるが、途中で折れて横ばいになる。しかし、家計費のほうは、一貫して右上がりになるので一部の府県では「農家経済余剰」がマイナスになる。なお「農家経済余剰」は、農家一人当たり総所得の右上がりが終るあたりで最大になる。⁽²⁾

農家経済調査によって、この仮説は確認出来る。農家経済余剰は、その金額においても、可処分所得に対する比率においても、可処分所得の高い県ほど大きくなつており、東京都と大阪府は農家経済余剰が赤字となっている。また、神奈川県、埼玉県などは黒字のはばが小さい。筆者の理解では、この経済余剰の赤字は一時的なものではない。構造的なものである。とすれば、何かが、この赤字を埋めねばならない。土地の売却代金がその「何か」である、と考える。

ところで、この土地売却代金は、府県別統計としては印刷されておらない。そこで、近似的な意味で、「農家経済余剰」に加算すべき「加算額」を採用し、農家総所得に加えて、一人当たり県民個人所得と対比すると、一人当たり農家総所得どちらがつて、一貫して右上がりになる(第1図C)。それだけではない。「加算額」の多い都市的都府県については、はね上がる姿を示す。これを一人当たり農家総所得(2)として、前述のモデルに加えてある。農家の一人当たり総所得では、右上がりの直線

が途中で折れて、家計費の直線と交わって赤字を出しているのに、一人当たり総所得(2)については「余剰」がむしろ、尻上がりに増加する。その結果、一九六九年で一人当たり県民個人所得に対する農家一人当たり総所得(2)の比率が全国平均で七四%であるのに、埼玉・神奈川・大阪・東京はいずれも高い値をしめし、京都府は一〇七%と上まわってさえいる。⁽³⁾この「所得均衡」は、すでに明らかなように、主として土地売却代金収入によるものである。

このノートの主題は以上を指摘したことではほづきるが、若干の問題が残っている。このモデルに示される姿が、いつ頃から生じたのか、また、今後どのような展望をもつのか。さらに、農家の経済行為にどのようなえいきょうを及ぼしているのか、がそれである。

可処分所得が、他の県にくらべて、相対的に低いことを示しているが、そのような県は、一九六一年は東京都だけであった。⁽⁴⁾一九六二年、農家経済調査に大改正があった年も東京都のみであった。一九六三年には神奈川県、六四年には大阪府が加わっている。六七年には、さらに埼玉県が加わり、六九年には千葉県が加わっている。

この間、大阪府は一九六八年において別のパターンとなつてゐるが、これは偶然的、一時的なものと考えられる。ただ、千葉県は一九七〇年には太字でなくなる見込みが強い。それはともかく、東京・大阪・神奈川・埼玉は、構造的に太字印に入つたとみてよく、この変化は、一九六七年から生じたことが確認される。⁽⁵⁾

問題は、新たにどの府県が、この表での太字印になるか？

第4表は、埼玉・千葉・東京・神奈川・静岡・愛知・京都・大阪の八都府県について、一人当たり県民個人所得を一〇〇とした農家世帯員一人当たり可処分所得の指数を、一九六一～六九年について示したものである。太字で示したのは、全国平均の指数よりも一〇%ないしそれ以上低い場合である。この一〇%以下という区切りは便宜的なものである。しかし、ここに属する都府県は、一人当たり県民個人所得に対し農家一人当たり

静岡県について、「加算額」の推移をみると、一九六二年五・

第4表 1人当たり県民個人所得に対する1人当たり農家可処分所得比率の
推移(主な都府県) (単位: %)

	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969
全 国	65	60	60	61	57	58	61	58	59
埼 玉 県	70	64	62	62	54	55	54	49	53
千 葉 県	67	67	64	63	58	56	58	56	52
東 京 都	34	37	40	50	37	39	40	32	36
神 奈 川 県	75	61	54	54	50	49	54	51	57*
静 岡 県	63	70	77	71	—	63	61	54	65*
愛 知 県	57	59	63	57	53	64	64	62	62
京 都 府	61	68	66	68	57	60	66	61	63
大 阪 府	66	61	57	55	45	48	55	53*	49

資料: 前表に同じ。

注 1. *印は195頁注(5)をみよ。

2. 太字は、全国平均の90%未満のものを示す。一は該当数字なし。

二万円(四・七万円—全国平均。以下同じ)、六四年九・六万円(九・五万円)、六六年一四・五万円(一〇・三万円)、六七年二五・三万円(一一・八万円)、六八年三八・一万円(一四・六万円)、六九年五七・一万円(二三・二万円)となつていて、土地売却代金が全国平均を大きく上まわって伸びていることがわかる。

愛知・滋賀・京都・兵庫などの諸府県については、一九七〇年以降の資料にまたねばならない。⁽⁸⁾

農家の経済活動に対する作用はどうか。第一に問題にしたいのは、農家の生産、労働に対する意欲の低下が生じていないか。第二には家計費の内容に何か特徴がないかである。

第一の問題に統計値をもって答えることは容易でない。一つの材料として第4表と同じ府県について農家世帯員一人当たり可処分所得と家計費の伸びを全国平均と対比して第5表に示した。統計の連続性を考え一九六二~七〇年を採用し、一九六七年前期・後期にわけてある。

土地売却代金を近似的に示す「加算額」の大きい府県(付表1をみよ)として、埼玉・東京・神奈川・静岡・京都・大阪をとつて、可処分所得の伸び率をみると、前期は愛知を除き全国のそれを下まわつており、後期では、京都・静岡・愛知・東京

第5表 農家1人当たり可処分所得と家計費の伸び率

(単位: %)

	1人当たり可処分所得			1人当たり家計費		
	1962~'70	1962~'67	1967~'70	1962~'70	1962~'67	1967~'70
全 国	15.1	16.3	13.2	14.7	14.9	14.7
埼 玉 県	14.0	14.4	13.5	14.9	15.2	14.3
千 葉 県	14.0	14.4	13.6	13.6	13.4	14.0
東 京 都	15.5	15.8	15.0	13.7	16.0	10.3
神 奈 川 県	12.5	12.5	12.7	13.1	12.4	14.0
静 岡 県	15.7	14.6	17.5	15.6	14.8	16.8
愛 知 県	16.3	16.5	16.0	14.5	14.0	15.3
京 都 府	16.1	16.1	16.1	16.2	16.7	15.3
大 阪 府	12.7	13.3	8.6	13.3	14.5	11.3

資料:『農家経済調査報告』各年度。

注 1. 常住家族1人当たりを示す。

2. 神奈川県の1967年度は、上記報告書では同居人をふくめて計算してあるらしいので訂正した。1970年の東京、全国の家族家計費も僅かだが、改正している。

が全国平均以上の伸びとなっている。しかし、後期については東京都は一九七〇年が前年比三一%という異常な値を示していること、静岡県については一九六九年に異常な伸びがあったこと、埼玉・千葉は全国平均以上の伸びといつても僅少であることを考えると、おおむね可処分所得の伸び率は農外所得を伸ばしうる機会が多い割に低いといってよい。

一方、一人当たり家計費の伸びは、おおむね大きく、可処分所得のそれを上まわっている。土地の売却代金をあてにした消費パターンをよみとれぬことはない。

もし、そうだとすると、そのような消費のパターンは、家計費の内容に何んらかの特徴を刻むはずである。詳しい検討は別の機会にしたいが、『農家経済調査報告』の府県別統計を眺めて気がつくのは、東京都の家計費のなかで、「小さかい、諸会合、雑費」が、全国平均の二倍以上に達していることである。⁽⁹⁾ ている。

(2) ヨコ軸に可処分所得(Y)、タテ軸に家計費(X)をと

り、府県別クロスセクションのグラフをつくると、東京都・大阪府を別として、高い相関がみられるが、一回帰直線を求めるに四五度よりもやや小さくなる。

$$X = 76.9 + 0.356Y$$

$$r^2 = 0.588$$

(3) 数値は付表を参照のこと。なお、本文の第1図Cの「加算額」は一九六八・七〇年の三ヵ年平均を採用している。付表1で明らかなように、一人当たり県民個人所得に対する一人当たり農家総所得(1)の値が全国平均よりも低い府県で、一人当たり総所得(2)では逆に高くなっているところは東京都・大阪府、それに準じるところとして埼玉・神奈川・静岡各県、京都府がある。「加算額」すなわち土地売却代金の大きいところである。

(4) 愛知県も太字になつておらず、一九六〇年も同様である。しかし一九六二年以降は全く別の姿を呈している。この非連続は、統計の大改正のためかも知れない。

(5) 大阪府の一九六八年の可処分所得の伸びは前年比一〇%で高くはない。しかし、いずれにせよ太字で示してもよい値であるから、一時的とみてよいだろう。神奈川県の五七は異常に高い。しかし、これは、この年の可処分所得が前年比三九%増と異常に高かつたためであり、一九七〇年には是正されるとみてよい。

(6) 一九六二年について、一人当たり県民個人所得と一

人当たり可処分所得の相関を府県別クロスセクションでみると、傾向値から離れるのは東京都だけである。

一人当たり県民個人所得の割に一人当たり可処分所得が低いのである。逆の形で、著しく全体の傾向から離れるものに和歌山県がある。県民所得の割に可処分所得が高いのである。一九六二年についても同じことが指摘できる。一九六四年には、和歌山県は、全体の傾向におさまってくる。このノートに直接の関係はないが、和歌山県はかつて、篠原三代平教授から「和歌山県の特異性に関する考察」(篠原三代平編『地域経済構造の計量的分析』、一九六五年、所収論文「預貯金変動の地域構造」一四六頁)として、県の人口一人当たり所得水準に比して預貯金性向が異常に高いことを指摘されたことがある。

(7) 静岡県の一九七〇年の前年にに対する一人当たり可処分所得の伸びは一三%であった。

(8) 一人当たり県民個人所得の伸びに対し、農家の一人当たり可処分所得が伸びない動きが、土地売却代金と関連ありとすれば、京都府の動きが注目に値する。付表1に示されるように、愛知・滋賀・兵庫県の「加算額」は、愛知が全国平均を僅かに上まわるのみで他はむしろ低い。

(9) 一九六二年以降、「小づかい諸会合、雑費」は、集計

△ノート△ 農家所得均衡の一側面

様式が三度変わっている。一九六二・六六年度は「雑費」、一九六七年度は「交際費・小づかい・雑費」、一九六八年度には「諸会合・雑費」、一九六九・七〇年度には「小づかい・諸会合雑費」となっている。一九六八年度から「交際費」は「贈答・送金」欄にうつったらしい。それはともかく、東京都は、以上の費目については一貫して全国平均の二倍ないしそれ以上で、倍率も漸次高くなっている。

付表1 常住家族1人当たり農家所得と1人当たり県民個人所得(1969年) (単位:千円)

	農業 所得	農外 所得	農家総 所得(1) a	加算額 b	農家総 所得(2) b	可処分 所得	家計費	県民個 人所得 c	a / c	b / c
北海道	187	82	267	53	320	235	225	424	63	75
青森県	133	121	254	20	274	239	190	348	73	79
岩手県	98	137	235	21	256	215	185	336	70	76
宮城県	132	150	282	26	308	263	213	384	73	80
秋田県	128	129	257	18	275	238	209	376	68	73
山形県	133	130	263	34	297	241	222	379	69	78
福島県	105	120	224	24	248	208	188	353	64	70
茨城県	118	141	259	23	282	242	200	361	72	78
栃木県	111	138	249	31	280	231	203	393	63	71
群馬県	129	141	270	41	311	249	216	—	—	—
埼玉県	90	186	276	60	336	251	214	476	58	71
千葉県	120	136	256	48	304	238	205	458	56	55
東京都	68	212	281	308	589	232	267	653	43	90
神奈川県	104	258	362	139	501	317	263	560	65	89
新潟県	107	156	262	33	295	243	216	391	67	75
富山県	116	230	345	30	375	314	251	409	84	92
石川県	85	244	329	19	348	300	254	434	76	80
福井県	98	216	314	15	329	289	207	393	80	84
山梨県	102	162	263	52	315	247	222	377	70	84
長野県	107	208	315	37	352	289	238	387	81	91
岐阜県	75	210	308	42	350	284	231	423	73	83
静岡県	144	172	316	83	399	288	237	442	71	90
愛知県	97	229	326	52	378	297	240	480	68	79
三重県	80	244	323	57	380	299	231	421	77	90
滋賀県	84	249	332	38	370	303	251	418	80	89
京都府	92	261	353	179	532	315	262	497	71	107
大阪府	64	284	348	129	477	304	320	616	57	77
兵庫県	74	251	325	37	362	299	255	479	68	76
奈良県	100	250	350	39	389	325	267	390	90	100
和歌県	102	222	325	35	360	298	244	424	77	85
鳥取県	115	196	311	25	336	287	230	354	88	95
島根県	81	158	240	24	264	220	186	342	70	77
岡山県	97	212	309	41	350	283	252	432	72	81
広島県	93	252	345	45	390	318	261	459	75	75
山口県	89	254	343	40	383	321	267	403	85	95
徳島県	108	157	265	41	306	247	201	415	64	74
香川県	120	203	322	40	362	299	247	415	78	87
愛媛県	107	165	272	29	301	253	215	415	66	73
高知県	127	164	291	22	313	275	207	415	70	75
福井県	107	193	299	34	333	274	235	428	70	78
佐賀県	134	132	266	26	292	248	200	360	74	81
長崎県	76	137	213	16	229	201	162	339	63	68
熊本県	115	118	233	18	251	216	173	341	68	74
大分県	105	145	249	28	277	232	186	349	72	79
宮崎県	105	136	241	22	263	223	182	338	71	78
鹿児島県	79	123	202	14	216	189	165	284	71	76
全国	107	176	284	45	329	261	220	446	64	74

資料:『農家経済調査報告』(44年度), 経済企画庁経済研究所『国民経済計算28号』。

注 1. 農外所得には「被贈扶助等の収入」をふくむ。

2. 農家総所得(1)は、農業・農外所得の計。農家総所得(2)は「加算額」をえたもの。

3. 「加算額」は農家経済余剰への加算額で、1968~70年の平均。

4. 農家世帯の1人当たりは常住家族1人当たりである。